

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで  
② 昭和50年4月から同年6月まで

私が20歳になった時に私の母親か兄がA役場で私の国民年金の加入手続をしてくれた。

納付した申立期間の保険料の金額は思い出せないが、いつも納付書に記入してあった金額を納付していたことを覚えており、また、申立期間②は、年金手帳に領収印が押してあるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月間と短期間であるとともに、両申立期間ともその前後の期間は納付済みである上、申立期間当時、申立人は国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、B市役所C支所が保管する国民年金記録情報によると、オンライン記録では未納とされている申立期間①及び②とも納付済みとされている一方、オンライン記録では納付済みとされている期間の一部が未納とされていることが確認できるなど、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、申立期間②については、申立人が提出した国民年金手帳に受領者印が押された当該期間の領収書が貼付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年10月16日に、資格喪失日に係る記録を51年6月16日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月16日から51年6月16日まで

私は、昭和44年3月に現在のC社に入社し、現在まで同社関連事業所に途切れることなく勤務している。

しかしながら、申立期間は、A社D事業所から同社B事業所へ異動し、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間では無いこととされている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社提出の労働者名簿、健康保険組合の被保険者記録、及び雇用保険の加入記録、並びに事業主の供述から判断すると、申立人が、昭和44年3月から現在までの間、同社の関連事業所に継続して勤務し（昭和50年10月16日にA社D事業所から同社B事業所へ異動し、51年6月16日付けで同社B事業所からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 10 月から 51 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から7年3月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、当該期間における申立人の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月5日から7年4月21日まで

私は、平成5年4月1日、A社に就職した。初任給は17万円だったが、すぐに係長へと昇格し、給料も25万円に引き上げられたことをはっきり記憶している。また、雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から逆算しても、25万円程度の給与を支給されていたことが分かる。

それなのに、被保険者記録では、標準報酬月額が15万円とされており、事実と大きく異なっている。適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から逆算した1か月あたりの給与支給額（報酬月額）と、申立期間の標準報酬月額

を比較すると、申立人の標準報酬月額は、少なくとも離職時賃金日額の算定の基礎とされた期間については、実際に支給されていたと考えられる給与支給額（報酬月額）よりも10万円程度低く記録されていることが認められる。

また、複数の同僚が保管している給料支払明細書によると、平成2年6月から4年1月までの期間及び7年8月から8年10月までの期間について、被保険者記録（標準報酬月額）に見合う保険料ではなく、実際の支給額（報酬月額）に見合う保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、両期間に挟まれた申立期間についても、事業主は、従業員の厚生年金保険料について、被保険者記録（標準報酬月額）に基づく額ではなく、実際の支給額に見合う額を給与から控除していたことが推認できる。

さらに、申立人の保管する辞令によると、申立人は平成6年8月1日付けで課長に昇進したことが確認できるとともに、申立人が係長職にあったことを記憶している同僚は、「自分は、A社に平成5年5月1日から6年5月ごろまで在籍していた。」としていることから、申立人は少なくとも6年5月以前には係長職にあったものと考えるのが自然である。

加えて、複数の同僚が申立てに係る事業所では毎年7月に昇給していたと供述しているとともに、上述の給料支払明細書からも、毎年7月に昇給している事実が確認できることから、申立人の昇給は平成5年7月に行われたと考えるのが自然である。

また、申立人は、「昇給とともに係長へと昇進し、その後、課長職になったが、給与は退職するまで変わらなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から7年3月までの期間については、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、雇用保険受給資格者証に基づく離職時賃金日額から推定できる標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録された標準報酬月額が一致していないこと及び上述の同僚に係る保険料控除額から推定される標準報酬月額が長期にわたってオンライン記録と一致していないことから、事業主は、雇用保険受給資格者証に基づく離職時賃金日額から推定される報酬月額を届け出していないものと推認され、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年4月から同年6月までの期間については、申立人の給与支給額（報酬月額）が分かる給与支払明細書等の資料が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、平成11年1月31日に厚生

年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、当該事業主の死亡後の代表取締役及び申立人が申立期間当時専務であったとする者に文書による照会を行ったが、回答を得られない。

このほか、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和33年3月30日、喪失日は34年5月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月30日から34年5月26日まで

私は、昭和33年3月に中学校を卒業し、集団就職でB県C市にあるA社に就職した。会社の寮に住み込みで働き、毎月、厚生年金保険料が給与から控除されていた。60歳に達し、厚生年金保険の受給手続を行った時、この期間の記録が無いことが分かり、社会保険事務所(当時)にその旨申し出たが、認められなかった。

申立期間について、私の厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が昭和18年1月18日と記載された「D(氏名(漢字))」、並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票において、生年月日が同年同月8日と記載された「D」、及びオンライン記録において、生年月日が〇年〇月〇日と記載された「E(氏名(カタカナ))」が、それぞれ33年3月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年5月26日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「自分の名前の読みは、『F』であるが、『E』と読み間違えられたことが多く、申立期間中は、A社の敷地内にある社員寮に居住していた。」と供述しているところ、A社の法人登記簿における当該事業所の所在地

と申立人の戸籍附票による当時の住所が一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、集団就職により当該事業所に就職した旨供述しているところ、申立人が卒業したG中学校は、「申立期間の卒業生名簿に申立人の氏名が掲載されていることは確認できるが、就職先の記載が無いことから詳細は不明である。」と供述しているものの、当該事業所の現事業主は「当時の関係書類はすでに無いが、G中学校から新規卒業者を雇用していた。申立人と被保険者記録にある『D』は同一人物である。」と供述している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和33年3月に集団就職したと思われる複数の同僚が、「D」と同様、同年同月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の申立期間当時の具体的記憶等から、当該名簿に記載されている「D」及びオンライン記録にある「E」は、申立人と同一人物であり、申立人が当該事業所に在籍していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和33年3月30日に申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、34年5月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年3月の社会保険事務所の記録から5,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者であったと認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第3種被保険者に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 11 月 4 日から同年 12 月 3 日まで  
② 昭和 21 年 12 月 4 日から 27 年 10 月 28 日まで

私は、申立期間①にA社に勤務していたにも関わらず、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。一緒に勤めていた同僚を覚えており、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

また、申立期間②に上記事業所において、坑内夫として坑内採炭の仕事を6年近く勤めてきたが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険被保険者資格種別が、坑内員（第3種被保険者）になっていないので、調査の上、種別を第3種被保険者に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、A社において、昭和 21 年 12 月 4 日に第1種被保険者として資格取得し、27 年 10 月 28 日に同資格を喪失したことは、厚生年金保険被保険者臺帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、申立期間②について、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「坑内夫その他」欄において、「内」、「外」、「空欄」の3通りの表記が確認でき、申立人の当該期間の表記は「空欄」のままとされているが、他の被保険者の種別の状況等から判断すると、「内」の表示に続く「空欄」は坑内員を示す表記であることが推認できること、「外」と表示されるべきである女性の表示が「空欄」とされていること、「外」と表示されている人が、オンライン記録では第3種被保険者とされているなど名簿の不備が散見される。

さらに、申立人が一緒に入坑したとして氏名を挙げた3人の同僚のうちの二人は、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、坑内員として記載されている上、残りの同僚も、「申立人とは昭和21年11月に一緒に入社し、直ぐに坑内に入った。」と供述している。

加えて、厚生年金保険被保険者臺帳には、被保険者種別欄に記載がなされていないため、被保険者種別を確認できず、坑内員に係る記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

これら健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者臺帳による記録管理の状況から見て、オンライン記録は事実に即した内容ではないと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所に届出を行ったと認められる。

2 一方、申立期間①について、同僚の供述等から、入社日の特定はできないものの、申立人は、当該期間において申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者臺帳及び健康保険厚生年金被保険者名簿に、申立人が当該期間に被保険者であったことを示す記載は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人と一緒に採用されたとする同僚も、申立人と同じ昭和21年12月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から50年3月まで

私は、他県で会社勤務をした後、昭和48年2月にA市に帰郷し、私の父親が経営するB社に勤め始めた。

私が帰郷するとすぐに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私と父親と併せて3人の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間当時、地区の担当者が集金に来て、赤い手帳に印紙を貼り付けていたのを記憶している。

両親は納付済みとされているのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月26日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の一部に係る自身の国民年金保険料を過年度納付していることが国民年金被保険者台帳により確認でき、「申立期間当時、母親が、集金人に両親の保険料と併せて私の国民年金保険料を納付していた。」とする申立てには不自然さが見られる。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、申立人の国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、保険料の納付状況等を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年6月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を未納にしていたので、市役所から、「今ならさかのぼって保険料の納付ができる。」との連絡があり、私の夫が、国民年金に加入したのを契機に、昭和49年7月31日から、私の分も併せて過去に未納であった二人の国民年金保険料を納付したと思う。

夫は、10年前までさかのぼって保険料を納付した記録があるので、私の分も同様に夫が納付してくれていたはずである。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が、国民年金加入後、最初に保険料の納付を開始した昭和49年7月31日から私の分と合わせてそれまで未納であった二人の保険料の納付を開始した。」と主張しているところ、申立人は申立期間直後の48年7月から49年3月までの保険料を50年11月20日に一括納付しているのに対し、申立人の夫は3か月分ずつ保険料を納付していることが確認できる上、申立人の夫は、特例納付2回及び過年度納付5回を行っており、申立人も同様に保険料を納付したとするならば、これだけの回数を行政機関が続けて誤ることは考え難いことを踏まえると、申立人の夫が二人の保険料を一緒に納付したとする申立てには不自然さが見受けられる。

また、申立人の夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその夫は、申立人の国民年金保険料の納付等についての記憶が

明確でないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から58年3月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年7月から58年3月まで  
② 平成元年4月から2年3月まで

社会保険事務所(当時)から、「申立期間の国民年金保険料が未納となっている。」との回答をもらった。

私は障害があるため、私の夫が、私の将来のことを考えて、未納が生じないように気を付けてくれていた。

国民年金保険料の納付方法は、送付されてきた納付書で私か夫が一月か二月に一度、市役所や近所の銀行で納付していた。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、「保険料は一月か二月に一度、市役所や銀行で納付していた。」と申し立てているが、オンライン記録及び特殊台帳によると、申立期間①から現年度保険料の納付が確認できる前(平成3年3月)までの期間については、申立期間①及び②を除きすべて申請免除の期間となっており、昭和61年1月から同年3月までの保険料を平成8年1月8日に追納するまでは、保険料の納付実績が一度もないことが確認できる上、申立人の夫が自身の国民年金保険料を納付した記録がオンライン記録上で確認できず、申立人の申立期間①の直後が申請免除とされていることが確認できることを踏まえると、申立人又は申立人の夫が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間②については、その前後の期間が申請免除とされていることが確認できる上、申立人の夫自身の国民年金記録はそれまで6年

間の免除申請を行った後は、国民年金を含めた公的年金の未加入期間であることが確認できることから、申立人又は申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人本人からは保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述が得られず、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎厚生年金 事案 360

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 5 日から 30 年 5 月 25 日まで  
② 昭和 30 年 6 月 5 日から同年 8 月 28 日まで  
③ 昭和 31 年 2 月 1 日から 36 年 5 月 31 日まで

昭和 27 年 4 月、私は、卒業と同時に A 社に入社し、36 年 5 月まで勤務した。途中で B 社に手伝いに行った期間などが少しあるが、それ以外は継続して同社に勤めていた。当時、私は厚生年金を頼りにしており、脱退手当金や一時金などをもらった覚えは無いので、申立期間について、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 9 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず、昭和 42 年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 2 日から 45 年 1 月 16 日まで

私は、A事業所を退職した際、父親に厚生年金保険は将来役に立つので大事にするように助言されていたことを覚えており、同社退職時に脱退手当金を受給した覚えはない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日の前後1年以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性のうち、申立人の資格喪失日の前後1年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している52人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含めた5人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人と同じ昭和45年1月に資格喪失した申立人を含む3人全員が退職後約3か月後の同年4月14日に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し脱退手当金を受給している同僚の一人は、「事業所から代理請求の説明があった。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず、昭和49年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約

3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。